

いきいき農村基盤整備事業補助金交付要綱

（目的）

第1 農村地域における所得の確保及び農業農村の維持・発展に資する簡易な農業生産基盤の整備を図るため、いきいき農村基盤整備事業実施要領（令和2年3月30日付け農建第529号岩手県農林水産部長通知。以下「要領」という。）第4に規定する事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が、要領第2に規定するいきいき農村基盤整備事業（以下「補助事業」という。）を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

（補助金の交付の対象及び補助額）

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表第1のとおりとする。

（経費相互間の流用の禁止）

第3 別表第1の経費の欄に掲げる経費は、区分相互間の流用をしてはならない。

（補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更）

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- （1） 要領第5に規定するいきいき農村基盤整備計画の事業種類の欄に掲げる各事業の経費の20パーセントを超える増減又は受益面積の5パーセント以上かつ1ヘクタール以上の増減
- （2） 事業種類の変更
- （3） 整備を行う地区の区域の範囲の変更
- （4） 事業の廃止
- （5） 前4号に掲げる変更以外の変更で、補助金額の増減を伴う変更

（申請の取下げ期日）

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（立入検査等）

第6 広域振興局長（以下「局長」という。）は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者（市町村等を除く。）に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、局長が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

（事業の進捗に係る報告）

第7 補助事業者は、補助金の交付の決定があった年度の各四半期（第4四半期を除く。）の末日現在における補助事業の進捗状況について、当該四半期の最終月の翌月10日までに、いきいき農村基盤整備事業進捗状況報告書（様式第6号）により、局長に報告しなければならない。

（前金払）

第8 局長は、必要があると認める場合は、補助金の9割以内を前金払することがある。

2 補助事業者は、前項に規定する補助金の前金払を請求しようとするときは、いきいき農村基盤整備事業補助金前金払請求書（様式第7号）を局長に提出しなければならない。

（提出書類及び提出期日）

第9 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月18日から施行し、令和3年度事業の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2関係）

区分	経費	補助額
1	事業実施主体が補助事業のうち次に掲げる事業を行う場合に要する経費 (1) 田の区画拡大（水路の変更を伴わないもの） (2) 田の区画拡大（水路の変更を伴うもの） (3) 畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの） (4) 畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの） (5) 暗渠排水^{きょ} (6) 湧水処理 (7) 末端畑地かんがい施設 （施行場所が樹園地であるものに限る。） (8) 末端畑地かんがい施設 （(7)に掲げるものを除く。） (9) 客土の搬入及び整地 (10) 石礫^{れき}の除去	定額（ただし、50 万円以上 200 万円未満とする。） 注1 施工面積のうち1 アール未満の面積及び施工延長のうち1 メートル未満の部分を切り捨てるものとする。 注2 暗渠排水^{きょ}に関して、農地の区画の形状等により吸水渠^{きょ}（本暗渠管^{きょ}）の間隔（L）が 10 メートル以上となる場合には、下式により施工面積（A）を割り引いて補助額を算出するものとする。 補助額＝A×10／L×補助単価
2	事業実施主体が補助事業のうち次に掲げる事業を行う場合に要する経費 (11) 耕作放棄防止（発生防止） (12) 耕作放棄防止（土壌改良） (13) スマート農業普及啓発・試行支援	定額（ただし、200 万円未満とする。） 注3 施工面積のうち1 アール未満の面積を切り捨てるものとする。
3	事業実施主体が補助事業のうち次に掲げる事業を行う場合に要する経費 (14) 暗渠排水^{きょ} (15) 農作業道等 (16) 農業用排水路 (17) 土層改良 (18) スマート農業導入支援 (19) 特認事業	当該事業を行う場合に要する経費の 100 分の 50 に相当する額以内の額（ただし、50 万円以上 100 万円未満とする。） なお、中山間地域（次の(1)から(6)に掲げた地域をいう。）において行う事業にあつては、当該事業を行う場合に要する経費の 100 分の 55 に相当する額以内の額（ただし、55 万円以上 110 万円未満とする。） (1) 特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項に基づき指定された地域をいう。） (2) 振興山村（山村振興法（昭和 40 年法律第 64 条）第 7 条第 1 項の規定

区分	経費	補助額
		に基づき指定された地域をいう。) (3) 過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下「特定市町村」という。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下「特別特定市町村」という。)を含む。)をいう。) (4) 特定農山村地域(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。) (5) 急傾斜畑地帯(旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和27年法律第135号)第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域(水田地帯を除く。)をいう。)

区分	経費	補助額
		(6) 指定棚田地域（棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。） 注 4 施工面積のうち 1 アール未満の面積及び施工延長のうち 1 メートル未満の部分を切り捨てるものとする。

（備考 1）

特定市町村の区域のうち特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯、指定棚田地域及び特別特定市町村の区域以外の区域内において行う事業については、令和 3 年度から令和 8 年度までの間の交付額を、実施要領第 5 の 2 による事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和 3 年度にあつては 100 分の 55、令和 4 年度にあつては 100 分の 55、令和 5 年度にあつては 100 分の 54、令和 6 年度にあつては 100 分の 53、令和 7 年度にあつては 100 分の 52、令和 8 年度にあつては 100 分の 51 に相当する額以内の額とする。（ただし、令和 3 年度及び令和 4 年度にあつては 55 万円以上 110 万円未満、令和 5 年度にあつては 54 万円以上 108 万円未満、令和 6 年度にあつては 53 万円以上 106 万円未満、令和 7 年度にあつては 52 万円以上 104 万円未満、令和 8 年度にあつては 51 万円以上 102 万円未満とする。）

（備考 2）

特別特定市町村の区域のうち特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域の区域以外の区域内において行う事業については、令和 3 年度から令和 9 年度までの間の交付額を、実施要領第 5 の 2 による事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和 3 年度にあつては 100 分の 55、令和 4 年度にあつては 100 分の 55、令和 5 年度にあつては 100 分の 55、令和 6 年度にあつては 100 分の 54、令和 7 年度にあつては 100 分の 53、令和 8 年度にあつては 100 分の 52、令和 9 年度にあつては 100 分の 51 に相当する額以内の額とする。（ただし、令和 3 年度、令和 4 年度及び令和 5 年度にあつては 55 万円以上 110 万円未満、令和 6 年度にあつては 54 万円以上 108 万円未満、令和 7 年度にあつては 53 万円以上 106 万円未満、令和 8 年度にあつては 52 万円以上 104 万円未満、令和 9 年度にあつては 51 万円以上 102 万円未満とする。）

別表第 2（第 9 関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提 出 期 日
規則第 4 条 の規定によ る書類	いきいき農村基盤整備事業補助金 交付申請書	第 1 号	各 1 部	別に定める。
	1 事業計画書	第 2 号		
	2 収支予算書	第 3 号		
	3 その他局長が必要と認める書類			
規則第 6 条 第 1 項第 1 号、第 2 号 及び第 3 号 の規定によ り承認を受 ける場合の 書類	いきいき農村基盤整備事業変更 （廃止）承認申請書	第 4 号	各 1 部	変更（廃止） の理由が生 じた日から 15 日以内
	1 事業計画書	第 2 号		
	2 収支予算書	第 3 号		
	3 その他局長が必要と認める書類			
規則第 13 条第 1 項の 規定による 書類	いきいき農村基盤整備事業補助金 請求（精算）書	第 5 号	各 1 部	事業完了後 30 日以内又 は事業実施 年度の 3 月 31 日のいず れか早い日
	1 事業実績書	第 2 号		
	2 収支精算書	第 3 号		
	3 その他局長が必要と認める書類			

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

市町村長 氏 名
所在地
名 称
代表者 氏 名

いきいき農村基盤整備事業補助金交付申請書

年度において、いきいき農村基盤整備事業補助金の交付を受けたいので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

交付申請額 金 円

1 事業の目的

2 事業計画（実績）

地区名	事業種類	受益面積		事業量	事業費	交付申請額
		ha	受益者数 人			
		ha	人	ha、m	円	円

事業費	負担区分				備考
	県補助金	市町村費	土地改良区費	その他	
円	円	円	円	円	

4 事業完了予定（完了）年月日 年 月 日

※ いきいき農村基盤整備事業実施要領に定める、いきいき農村基盤整備計画を添付のこと。

収支予算（精算）書

地 区 名

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減額	備 考
県補助金	円	円	円	
市町村費				
土地改良区費				
その他				
計				

2 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減額	備 考
	円	円	円	

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

市町村長 氏 名
所在地
名 称
代表者 氏 名

いきいき農村基盤整備事業変更（廃止）承認申請書

年 月 日付け岩手県指令 広 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった、いきいき農村基盤整備事業の実施について、次の理由により事業を変更（廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

地区名	事業種類	変更（廃止）理由

（注）関係書類は、変更前と変更後と比較対照できるように変更に係る部分についてのみ、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

市町村長 氏 名
所在地
名 称
代表者 氏 名

いきいき農村基盤整備事業補助金請求(精算)書

年 月 日付け岩手県指令 広 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった、いきいき農村基盤整備事業が完了したので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求(精算)します。

記

- 1 請求(精算)額 金 円
2 内 訳

地区名	事業種類	請求(精算)額	補助金交付 決 定 額	前金払受領 済 額
		円	円	円
計				

(注) 精算の結果、交付を受ける補助金がない場合は、表題及び下記中の「請求」並びに本文中の「補助金の交付を請求」を「精算」と記載すること。

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

市町村長 氏 名
所在地
名 称
代表者 氏 名

いきいき農村基盤整備事業進捗状況報告書

年 月 日付け岩手県指令 広 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった、いきいき農村基盤整備事業について、 年 月 日現在における進捗状況を次のとおり報告します。

地区名	事業 種類	事業費 (A)	補助金	月末 現 在 事業費 (B)	月末 現 在 補助金	進捗率 (B) / (A)	残 高 事業費	備 考
		円	円	円	円	%	円	

第 年 月 日 号

広域振興局長 様

市町村長 氏 名
(所在地 名称 代表者 氏 名)

いきいき農村基盤整備事業補助金前金払請求書
年 月 日付け岩手県指令 広 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった、いきいき農村基盤整備事業について、補助金の前金払を受けたいので、次のとおり請求します。
記

- 1 請求額 金 円
2 内 訳

地区名	事業種類	補助金交付決定額	前回までの受領済額	今回請求額	差引残額
		円	円	円	円
計					

3 理 由